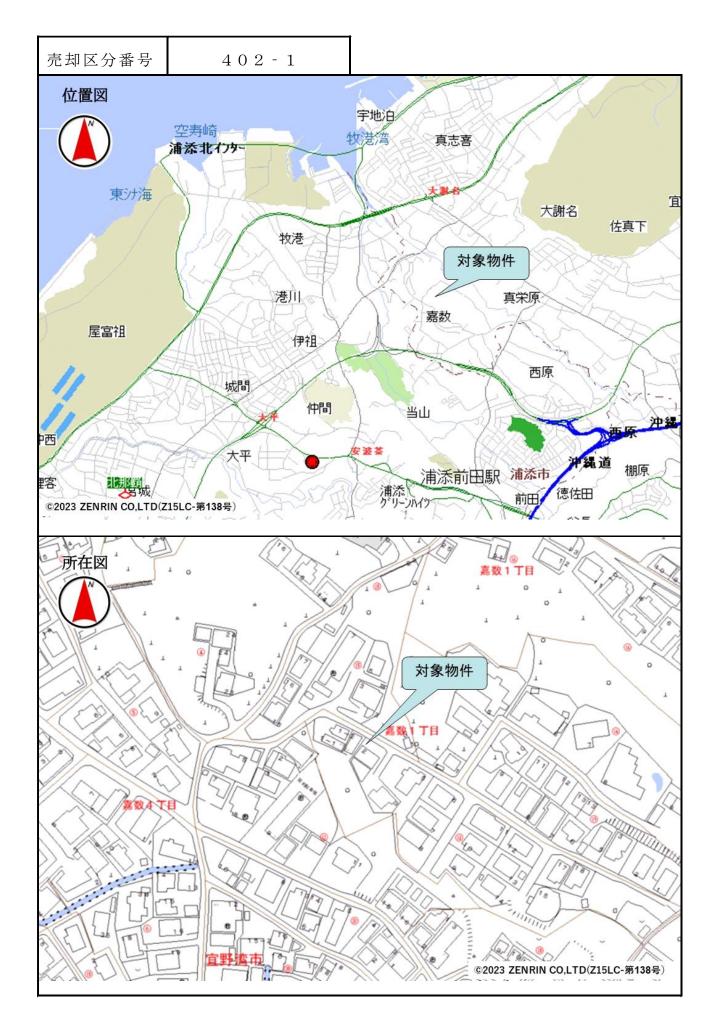
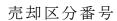
売却区分番号	402-1				
見積価額	¥1, 010, 000 公	公売保証金 ¥110,000			
財産の表示	1 所在 沖縄県	宜野湾市嘉数一丁目			
	地番 247				
	地目 宅地				
	地積 57.48 r	m^2			
	持分 10 分の	0 5			
	2 所在 沖縄県	県宜野湾市嘉数一丁目			
	地番 247	17番8			
	地目 宅地				
	地積 31.98 r	m^2			
	持分 10 分の	うの 5			
		以上登記簿による表示			
公法上の規制	第一種低層住居専用地域				
	絶対高さ制限 10m				
	宜野湾市景観計画区域(暮らし場地域)				
	周知の埋蔵文化財包蔵地(嘉数内城原第二遺跡)				
	建ぺい率 50% 容積率 100%				
接道状況	北側 幅員約 4.6m舗装私道(建築基準法上の道路)から約 2 m高位接面				
地盤・地勢	1111 =				
使 用 状 況 等					
	建物一部の敷地及び家庭菜園として使用されている。				
	南側は雑草繁茂				
特 記 事 項					
	年間受取地代料 14,877 円				
	(嘉数が丘住宅地域地主組合から年間地代を受け取っている。)				
	嘉数が丘住宅地域地主組合 連絡先:098-897-2292 サ有株分についての声却であるので、公声により取得したよしても完全な支配権を得				
	共有持分についての売却であるので、公売により取得したとしても完全な支配権を得 たものではない。				
	そのため、その利用等については、他の共有者と協議して決めなければならない。				
住居表示等					
その他事項					
	売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らか				
	にならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更される場合があ				
	ります。				
	^ ~ ^ 。 国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法による公売を行います。				
留 意 事 項					
	ください。				
	・公売財産については、あらかじめその現況(権利関係等)及び関係公簿等をご自身で				
	確認して入札してください。なお、国は関係資料を提供できません。				
	・図面は、現況と異なる場合があります。				

売:	却区	分番	号号	402-1		
見	積	価	額	¥1, 010, 000	公売保証金	¥110,000
				・国は公売財産の引渡義務を負われてある動産の取扱いないでは、買受人の力にある動産の取扱いないでは、買受人の主境汚染やアスベストなどに関いる。なお、国税庁のホームのでは、関税では、なお、国税庁のホームの法の表別をにより換価制限(大公売財産に係る国税の完納の事るの売却決定を取り消します(不売の基礎となった国税の完納等にの決定を取り消します。)。 ・権利移転及び危険負担の移転は、・権利移転に伴う費用(移転登記の負担となります。	ないため、使用を どは、買受人の が隣接所有者と協 する専門的な調査 ますので、事前に 一ジ(https://ww 入札後の手続が何 実が買受人の買受 動産等の最高価 よる消滅の事実を 、売却決定後買受 に係る登録免許税	協議してください。 全は行っておりません。 こ公売中止の有無をお問い合わせく vw.nta.go.jp)でも確認できます。







402-1



